

岡山大学学術成果リポジトリ登録要項

〔平成18年4月24日〕
館長裁定

改正 平成20年4月1日

改正 平成22年3月31日

改正 平成25年7月11日

改正 平成30年2月27日

(趣旨)

第1条 岡山大学(以下、「本学」という)は、本学の研究・教育等によって得られた電子的形態の学術成果・資料(以下、「成果資料」という)を収集し、インターネットを利用して発信することにより成果を社会に還元するため、岡山大学学術成果リポジトリ(以下、「本学リポジトリ」という)を岡山大学附属図書館(以下、「附属図書館」という)に設置する。

(本学リポジトリに登録する対象資料)

第2条 本学リポジトリに登録し、インターネットを利用して公開する資料は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- 一 第3条に規定する者が本学在籍中に単独もしくは共同で作成した成果資料、または本学および岡山県内の研究機関等が作成した成果資料であること。
- 二 法令、社会通念及びセキュリティ上、問題が生じない成果資料であること。
- 三 国立大学法人岡山大学職務発明等取扱規程及び国立大学法人岡山大学研究成果有体物取扱規程において、問題が生じない成果資料であること。
- 四 次のいずれかに該当する成果資料であること。
 - イ 商業出版社もしくは学協会等(以下、「出版社等」という)が発行する冊子体または電子的な学術雑誌に掲載された学術論文
 - ロ 学内紀要や学内著作物に掲載された学術論文
 - ハ 大学院博士課程または修士課程における学位授与審査論文等
 - ニ 科学研究費補助金による研究成果
 - ホ 個人の研究成果を新たにとりまとめたリサーチペーパー(研究論文)
 - ヘ 学術的会議等での発表資料
 - ト 授業等で使用した教材、講義資料
 - チ その他、特に附属図書館長が必要と認めた資料

(本学リポジトリに登録する対象者)

第3条 本学リポジトリに、電子的形態の成果資料を登録できる者(以下、「登録者」という)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 岡山大学に在籍または在籍したことのある教職員及び学生
- 二 附属図書館長が資料登録を認めた者

(登録資料の扱い)

第4条 附属図書館は、登録する成果資料の著作権等の権利関係、その他の公開に関わる規則等を調査し、登録の可否を判断するものとする。

第5条 附属図書館は、登録に支障がないと判断した場合、成果資料のタイトル、著者等の検索用情報を本学リポジトリに登録し、インターネットを利用して外部データベース等からのメタデータのハーベストに応じる。

第6条 附属図書館は、公開に支障があると判断した場合、公開を差し止めることがある。差し止めた場合はその旨を登録者に通知し、必要があれば協議を行う。

第7条 登録された成果資料は、原則として附属図書館に寄贈されたものとする。

第8条 登録にあたっては、附属図書館情報管理課がその登録作業を代行することができる。

(登録資料の公開条件)

第9条 本学リポジトリに登録された資料（以下、「登録資料」という）には、次の各号のいずれかの利用条件が適用され、その下で公開されるものとする。

- 一 投稿規定等により、著作権が出版社等に委譲されている場合、当該出版社等にセルフ・アーカイビング許諾条件を確認して、許諾された条件の範囲内
- 二 投稿規定等により、登録者による著作権の行使が制限されている場合、その規定等による条件の範囲内
- 三 登録者による著作権の行使に特別の制限がない場合、**Creative Commons Public License**（日本準拠版）「帰属、非営利、派生禁止」の定める条件の範囲内
- 四 権利者の許諾が得られた場合、その許諾条件の範囲内

(資料の改廃)

第10条 附属図書館は、次の各号に該当する場合は、本学リポジトリに登録された成果資料を削除できる。

- 一 登録者から削除の申請があった場合
- 二 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、または、内容が著しく不適切等の理由により、委員会が削除することを適当であると判断した場合

第11条 登録者が登録資料の本文等の内容を改変し、置き換えることはいかなる事由があっても認めない。内容の改変が必要な場合は、当該登録資料の別版として、新規に登録するものとする。

(免責事項)

第12条 附属図書館は登録資料の公開にあたり、利用者に対して利用条件について注意を喚起する。その上で、登録資料の公開によって発生した損害については、附属図書館は一切責任を負わないものとする。

(担当組織)

第13条 本学リポジトリに関する事務は、附属図書館情報管理課が担当する。

附 則

この要項は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年7月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。